

平成25年3月1日

ひたちなか市議会

議長 安 雄 三 殿

議会改革推進特別委員会

委員長 住 谷 勝 男

議会改革推進特別委員会中間報告書

本委員会付託の調査について、会議規則第45条第2項の規定によりその活動状況を報告します。

記

1. 調査の経過

第1回委員会 平成24年3月27日 (議事堂全員協議会室)

正、副委員長の互選を行い、委員長に住谷勝男委員、副委員長に岩本尚之委員を選出した。

第2回委員会 平成24年4月23日 (議事堂全員協議会室)

委員会の今後の進め方について協議した。付託事件のうち、まず議会基本条例に関することについて調査することにした。

第3回委員会 平成24年5月22日 (議事堂全員協議会室)

議会基本条例の協議を進めるに当たり、議会のあるべき姿や課題、新たに取り組むべき項目等について、各委員の意見を述べた。

第4回委員会 平成24年7月24～26日 (北海道三笠市、北海道栗山町)

北海道三笠市及び北海道栗山町を訪問し、議会基本条例の制定経過、特徴、施行後の取り組み等について調査を行った。その概要は別紙のとおりである。

第5回委員会 平成24年8月10日 (議事堂全員協議会室)

平成24年7月24日から26日にかけて実施した三笠市及び栗山町の行政調査について、各委員の意見や感想を述べた。また、行政調査を踏まえ、再度、今後の進め方について協議し、まずは条例制定の目的を明確にすべきとの意見でまとめ、次回までに各委員が条例制定の目的とその理由をまとめてくることとした。

第6回委員会 平成24年11月12日 (議事堂全員協議会室)

各委員より提出された条例制定の目的とその理由に関する文書をもとに、議会基本条例の前文について協議した。今回の協議結果を踏まえ、正、副委員長に前文の素案の作成を一任した。

第7回委員会 平成24年11月27日 (議事堂全員協議会室)

正、副委員長より提示された前文の素案をもとに、前文のまとめを行った。各委員の意見を踏まえ、前文については、条例の骨子が整った際、再度見直しを行い、必要に応じ修正を加えることとした。

第8回委員会 平成25年1月18日 (議事堂全員協議会室)

条例に盛り込むべき項目について協議した。各委員から出された意見を踏まえ、正、副委員長に検討項目の作成を一任した。

第9回委員会 平成25年2月4日 (議事堂全員協議会室)

正、副委員長より提示された検討項目をもとに、3つの作業部会に分かれ、条文のたたき台について協議した。その後、中間報告書の取りまとめについて協議した。

第10回委員会 平成25年2月15日

(議事堂全員協議会室)

前回に引き続き、検討項目をもとに、作業部会に分かれて条文のたたき台について協議した。その後、中間報告書のまとめを行った。

別紙《調査概要》

北海道三笠市

三笠市議会基本条例について

1 三笠市議会基本条例の概要について

(1) 条例制定までの経緯

三笠市議会では、平成19年の改選後、「市民に開かれた議会の一層の推進」と「市民との接点を持ち、情報を正確に伝えること」を条例化し、普遍的なものにする必要があるという議長の強い意思が条例制定のきっかけとなった。条例制定までに概ね2年ほどの期間を要したが、主たる経過状況は次のとおりである。

平成19年 5月	会派代表者会議において、議長から議会基本条例の制定について協議してほしい旨の意思表示がされる。
平成19年 7月	会派代表者会議において、議会基本条例制定に向けて取り組むことで了解される。
平成20年 5月	第1回議員協議会（論点整理）
平成20年11月	第2回議員協議会（素案提示）
平成21年 2月	第3回議員協議会（案提示）
平成21年 3月	第1回定例会において可決

(2) 条例の目的

条例制定に当たっては、これまで以上に市民にとって身近な存在となり、「より開かれた議会」を目指すことが必要であると考え、市政の情報公開と市民参加を基本に、議会が担うべき役割を果たすための基本的事項を定め、議会の活性化を図り、市民の負託に応えられる議会運営の実現を目的とした。

(3) 条例制定への取り組み

条例制定に向けた主な取り組みについては、次のとおりである。

① 目指すべき方向性

監視・批判機能の充実強化を基本とし、今、現実的に実施できることを前提として進め、段階的に政策提案型へ移行していく。

②「条文化すべきこと」と「条文化すること」の整理

- ・「条文化すべきこと」として、これまで既に取り組んできたことを規定する。

- ア 議会・議員の活動原則
- イ 会議の公開
- ウ 政務調査費の条例遵守
- エ 市広報紙による市民への情報提供
- オ 一問一答方式の採用 など

- ・「条文化すること」として、条例制定に当たり、新たな取り組みを規定する。

- ア 議会報告会の実施
- イ 市民・市民団体との意見交換の場を設ける
- ウ 重要な議案に対する各議員の対応について市広報紙等で情報提供する など

③個別論点への対応

- ・反問権 互いに疑義解消のための質疑はあり得ることから、あえて「反問権」の文言は必要ないと考え、前文の中に基本精神をうたうことで対応する。

- ・議決事件の拡大

議決事件の範囲拡大は、執行機関と議決機関の一体化や議会の監視機能の放棄となりかねないことが懸念されるため、拡大は行わなかった。

- ・委員派遣不参加の取り扱い

委員派遣に応じられない場合は、委員派遣不参加届出書を委員長へ提出しなければならないこととした。

(4) 自治基本条例との関係

三笠市未来づくり基本条例が、議会基本条例と同じ平成21年3月定例会において長から提案され、議決された。

三笠市未来づくり基本条例の中で、「市」＝「議会及び執行機関」と定義し、日本一安心して誰もが暮らせるまちの実現をまちづくりの基本理念として、3つの原則（情報共有、市民参加、協働）によって実現を図ることを規定しており、「議会及び執行機関」が同じ方向に向かってまちづくりを推進していくことを体系化している。

(5) 条例の見直し

条例の見直しについては、第19条において次のように規定されている。

(見直しの検討)

第19条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が

達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由を説明しなければならない。

三笠市議会では、第19条の規定に基づき、平成23年5月の改選後、各会派から提出された検討事項を含め、議会運営委員会において条例の見直しについて協議を行った。

その結果、地方自治法の改正により策定義務が撤廃された基本構想と基本構想に基づき策定される基本計画について、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件として追加することとし、平成23年9月定例会において議案と提案し、可決された。

2 議会報告会について

(1) 議会基本条例での位置づけ

議会報告会については、第5条において次のように規定されている。

(議会報告会の開催)

第5条 議会は、全議員の対応のもとに市民に対する議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して市民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

※ 議会報告会での議員の役割、班編成などの詳細については、別途要領で定めている。

三笠市では、第5条に定めるとおり、議会報告会を「議会として説明責任を果たす場」「多様な住民意思・意見を聴取する場」と位置づけ、議員全員出席のもと年1回を基本に議会報告会を開催している。

議会報告会の開催状況については、次のとおりとなっている。

第1回	平成21年 7月27日	市内の9連合町内会役員を対象 (29名参加)
第2回	平成22年 6月11日	市内の9連合町内会役員及び単位町内会会長を対象(29名参加)
第3回	平成22年11月 5日	全市民対象(9月議会での審議結果:高校市立化、議員定数削減 29名参加)
第4回	平成23年 7月12日	全市民対象 (議会活動報告 36名参加)

第5回	平成24年 5月15日	全市民対象 (議会活動報告 33名参加)
-----	-------------	-------------------------

(2) 議会報告会の運営状況

議会報告会については、各議員に司会進行や報告案件の原稿作成・発表などの役割を割り当て、議員が主体となって運営されている。

議会報告会での議会側からの報告はあくまでも事実関係の報告であり、議員個人の意見は差し控えることとし、万が一、議員が個人の意見を述べるのであれば、司会進行役の議員において、直ちに制止される運用となっている。

(3) 議会報告会の成果及び課題

議会報告会を開催することで、議会と市民との間でまちづくりに対して共通認識を図ることができ、一定の成果はあった。

今後の課題としては、議員個人の意見表明の場とならないよう、各議員が「議会報告会は議会活動を報告する場であり、議員活動を報告する場でないこと」を十分に理解する必要がある。

北海道栗山町

栗山町議会基本条例について

1 栗山町議会基本条例の概要について

(1) 条例制定までの経緯

栗山町議会では、平成12年の地方分権一括法施行により機関委任事務制度が廃止されるなど地方議会の役割や責任が大きくなったことを受け、住民との協働による議会を目指し、平成13年からさまざまな議会改革を進めてきた。

条例制定までの栗山町議会における主な議会改革については、次のとおりである。

平成14年	議員提出議案として栗山町議会情報公開条例を提案
	インターネットによる議会ライブ中継の運用開始
	中長期財政問題等特別委員会を設置して、町財政の現状等を検証
平成15年	一般質問における一問一答の採用と発言席の設置
	一般質問ポスターの公共施設等への掲示
平成17年	議会報告会の実地（全国で2例目、北海道では初めて）

上記以外にも、議員定数の削減や執行部提案議案の修正可決をはじめとする議会改革を進め、その集大成として、平成17年5月に議会基本条例の制定作業を始めた。その後、同年11月に議会運営委員会に諮問され、平成18年3月に条例の素案を作成し、議会報告会にて町民の意見を聴取した後、5月臨時会において栗山町議会基本条例を議員提出議案として提案し、可決、成立した。

条例成立後においては、4年ごとの一般選挙によって議員が入れ替わる任期開始時点において条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検討し、これまでに5回の条例改正を行っている。

(2) 栗山町議会基本条例の主な特徴について

①重要な議案の態度（賛否）の公表

議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう、重要な議案に対する各議員の賛否を議会広報、ホームページ等で公表する。

②議員の質問に対する町長や町職員への反問権の付与

町長ほか町の職員は、議長の許可により議員の質問に対して、論点・争点を明確

にするため反問することができる。

③議決事件の追加

町政において重要な計画等に関して、決定に参画の機会の確保と執行上の議決の必要性を比較検討し、これまでに5項目を議決項目とした。

- ・栗山町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画
- ・栗山町都市計画マスタープラン
- ・栗山町住宅マスタープラン
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ・次世代育成支援行動計画

④議会主催による一般会議の設置

活動が制限される常任委員会や特別委員会だけでは対処することができない課題に対し、議員と町民が自由に意見交換することができる会議。団体等からの開催要望に可能な限り対応し、必要に応じて議会側から開催を求めることもある。一般会議を行った主な団体及びテーマは次のとおりである。

団体名	テーマ
栗山商工会議所	コンパクトで賑わいあふれるまちづくりの推進
栗山建設協会	建設業界の現状
栗山町農業委員会	農業情勢・農地流動化の現状と農業委員会運営
栗山青年会議所	地域ビジョン「目指せ！北のシリコンバレー」
小中学校教職員	栗山の教育の現状
栗山赤十字病院	栗山赤十字病院の現況と今後の見通し
栗山町教育委員会	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価
北海道中小企業家同友会	中小企業振興基本条例の制定

⑤請願・陳情を政策提案への位置づけ

請願・陳情を町民からの政策提案と位置づけ、その審議においては、提案者の意見を聴く機会を設ける。

⑥議会モニター制度の設置

町民からの議会運営や政務調査費に関する提言を聴取し、民主的な議会を推進することを目的とした議会モニター制度を導入する。

⑦正副議長志願者の所信表明

議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで町民に分かりやすい正副議長の選出を行うため、それぞれの職に志願する者に対して所信を表明する機会を設ける。

2 議会報告会の概要について

(1) 議会基本条例での位置づけ

栗山町では、議会活動の状況を町民に直接報告・説明し、町政に関する情報の提供に努めるとともに、議会活動に対する批判や意見、町政に対する提言などを直接聴取する機会を確保するための手段として、議会報告会を条例に位置づけている。

議会報告会については、条例において少なくとも年1回開催する旨規定するとともに、その運用については栗山町議会報告会開催要領において定めている。

議会基本条例制定前の平成17年3月に全国で2例目、北海道内では初となる議会報告会を開催し、12会場において、370人の参加があった。その際、議会報告会を継続して実施する旨、条例に規定すべきという意見が挙がり、議会基本条例制定のきっかけとなった。

(2) 議会報告会の運営状況

①実施時期及び報告内容

議会報告会の実施時期については、毎年3月下旬から4月上旬に実施し、議会側から報告する案件として、議会内部に関するもの（報酬、活動日数、政務調査など）、主な議案の審議状況、総合計画の主な事業内容の3項目について報告している。

②開催方法

議会報告会の開催方法については、議会と連合町内会・自治会の共催事業とし、議長から連合町内会長または自治会長に文書で要請する。あわせて、毎年開催される町内会長・自治会長会議に議長が出席し、議会報告会の趣旨を説明し、理解を求める。

③役割分担

議会報告会での司会進行、報告者、答弁者、記録者などの役割をすべて議員が行う。また、会場設営については、共催の場合は町内会または自治会と合同で行い、議会単独の場合は議会だけで行う。

3 栗山町議会基本条例の成果及び課題

栗山町においては、まちを良くしようとする全議員の熱い思いが議会基本条例という形で具現化された。栗山町議会基本条例は、全議員の決意のあらわれであり、また、町民とともに栗山町を発展させていくためのひとつの手段として活用されている。

議会基本条例の具体的な成果として、議会報告会や一般会議など、議会と町民をつなぐツールが確立されたことで、町民からの相談件数がふえ、町民にとって議会がより身近な存在となった。また、議員個人においては、議会報告会などで自ら説明し、質問に答える機会がふえたことや、執行部に反問権を付与したことにより、反問に備

え、これまで以上に一般質問の調査・研究を行うなど、議員としての資質の向上が図られている。

今後の課題としては、議員間討議を中心とした議会運営を实践した際、各議員の論点がかみ合わず、建設的な議論が展開されない状況にある。今後、議員間討議の意義・目的を全議員がよく理解するとともに、その手法について、引き続き、研究を重ねる必要がある。